

改

正

後

個⑥025-1 認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書

(平成23年分)氏 名

この明細書は、平成23年中に認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）に対して支出したその認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改策等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」で政党等寄附金特別控除額又は特定震災指定寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人寄附金の額 ①	円
	①以外の寄附金の額 ②	
	① + ② ③	
所得金額の合計額 ④		
④ × 40% ⑤		

2 認定NPO法人寄附金特別控除額の計算

⑤ - ② ⑥	（赤字のときは0）円
①と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦	
2千円 - ② - 震災関連寄附金の額 ⑧	（赤字のときは0）
（⑦ - ⑧）× 40% ⑨	（100円未満の端数切捨て）
平成23年分の所得税の額 ⑩	
⑩ × 25% ⑪	（100円未満の端数切捨て）
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額 ⑫	（赤字のときは0）
認定NPO法人寄附金特別控除額（⑨と⑫のいずれか少ない方の金額） ⑬	

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の2」と書いてください。

24.1

改

正

前

個⑥025-1 認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

(新 設)

改 正 後	改 正 前
個⑥025-1 認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】 認定NPO法人寄附金特別控除を受けられる方へ 個人が平成23年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人寄附金特別控除額を平成23年分の所得税額から控除することができます。 なお、この認定NPO法人寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成23年中に支出した認定NPO法人寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならない、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。 ⑧ 認定NPO法人に対して支出した寄附金のうち、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるために行った寄附金であって、その寄附金の募集に際し所轄国税局長の確認を受けたもの（確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までの間に支出されたものに限り。）について、「特定震災指定寄附金」として特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるものは、この計算書によらず、「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算します。 1 認定NPO法人寄附金 認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）に対して支出したその認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定の有効期間内に支出したものに限り。）をいいます。 2 認定NPO法人寄附金特別控除額の計算 認定NPO法人寄附金特別控除額＝次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ①（平成23年中に支出した認定NPO法人寄附金の額の合計額－2千円）×40％ ② 平成23年分の所得税の額の25％に相当する金額 ⑧1 上記①の算式中の「平成23年中に支出した認定NPO法人寄附金の額の合計額」については、平成23年分の所得金額の合計額の40％相当額が限度とされます。 ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成23年中に支出した認定NPO法人寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成23年中に支出した認定NPO法人寄附金の額の合計額を加算した金額が平成23年分の所得金額の合計額の40％相当額を超えるときは、平成23年分の所得金額の合計額の40％相当額からその認定NPO法人寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成23年中に支出した認定NPO法人寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。 4 具体的な控除額の計算は、裏面の「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。 3 認定NPO法人寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類 認定NPO法人寄附金特別控除を受ける方は、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。 また、この①「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」、②認定NPO法人寄附金を受領した認定NPO法人の、寄附金を受領した旨、その寄附金がその認定NPO法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り。）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。 認定NPO法人寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。	個⑥025-1 認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】 (新 設)